

平成 20 年度 箱根町教育方針

教育の基本方針

「人・心・自然、やさしさと出会いを創造する町 箱根」の実現を目指した箱根町第 5 次総合計画において、教育は「次代の育成と豊かな心を育む」という重大な使命を託されています。

教育委員会では、使命達成のため「箱根の豊かな自然・歴史・伝統文化など、箱根の風土を大切にしたい人間教育」を基幹に置き、「地域を愛し、幅広い国際性と社会性を身に付けた人間性豊かな心温かい箱根人」の育成を目標としています。

そこで、学校教育では、

- ・ 箱根を知り、箱根を語れる子
- ・ 確かな学力を身に付けた子
- ・ 社会のルール・規範が守れる子
- ・ 心身ともに健康で意欲的に物事に挑戦できる子
- ・ 友だちを大切にできる子

また、生涯学習では、

- ・ 箱根の自然・歴史・文化などに根ざす箱根人
- ・ 健康で明るく元気な生活に根ざす箱根人

を町が目指すべき具体的な町民像とし、その育成に取組み、総合計画に掲げた町の将来像の実現を目指します。

教育を取り巻く現状と課題

わが国の学校教育の根幹をなす教育基本法をはじめ、学校教育法等教育 3 法が改正され、これからの教育のあるべき姿、目指すべき理念が明らかにされました。

教育委員会としては、今後、教育のあるべき姿・理念を具現化すべく、具体的な取り組みを計画・立案する必要があります。

まず、学校教育については、近い将来に実施される学習指導要領改訂により、教育内容等の大きな変化が予測されますが、教育の不易である確かな力としての「基礎的・基本的な知識・技能の習得」を図っていかなければなりません。同時に、郷土を愛する心を育てていく、「地域に根ざした教育」も積極的に推進していく必要があります。そのためには幼児教育及び義務教育を通し、一貫した考え方で教育を推進していくことが重要です。

また、今日の教育の大きな課題でもある、いじめや不登校問題をはじめ、食育や子ども達の体力の低下など、取り組まなければならない課題も山積しており、学校と家庭、地域が連携した学校づくりも、今まで以上に強く求められています。

さらに、長年の懸案であった、町立小・中学校の統廃合が平成 20 年 4 月に実現

することから、学校統合の成果を最大限に発揮するための教育課程の実施や、教育環境の充実を積極的に推進していくことが、本年度に課せられた大きなテーマであると考えています。

そして、本県内においても特徴ある制度である、高等学校等通学費補助や育英奨学金の制度については、課題・問題点の解決を図ることが求められており、今後も、本制度が円滑に継続的な運用ができるよう取り組んでいく必要があります。

次に、生涯学習については、「人間性豊かな箱根人」の育成を目指し、町民一人ひとりが充実した人生を送るための自己実現を支援していくことが、教育委員会の大きな使命と考えています。

自己実現を図るための施設として、社会教育センターや各地域の公民館、郷土資料館、箱根関所、総合体育館レイクアリーナなど学習施設を中心とした様々な講座やイベントを実施し、町民の方が「自ら学ぶ」学習意欲に対する支援を行っており、徐々にではありますが、町民ニーズの高まりが見られるようになってきました。

今後はこうした町民の学習意欲に対するニーズをさらに把握し、それに応じた諸活動を実施していくとともに、将来に向けた生涯学習活動の再生産に向けた取り組みを体系化することが必要となります。そのためには、指導者の育成が急務であるとともに、学習成果を活かしたボランティア活動などの実践に向けその環境を整えるなど、次世代の学習支援活動に向け積極的に取り組んでいく必要があります。

また、観光地箱根にあっては、学習施設を教育と観光の両面で活用できる施設として観光客にも利用していただくためにも、受入れ環境の整備に力を注いでいくことが望まれています。

課題の解決に向けて

教育委員会では、箱根町の教育を取り巻く課題や要望を解決するために、

- ・ 適切な教育効果を得るための学校施設適正配置と学校運営のあり方
- ・ 基礎的・基本的な知識・技能の習得と箱根教育の体系化
- ・ 幼稚園、小・中学校の連携のあり方
- ・ 生涯学習施設の明確な位置付けと連携のあり方
- ・ 育英奨学金返還の問題・課題解決と円滑な運営のあり方

を重点に、教育環境の再整備に努めてきました。

学校施設の適正配置については、平成 20 年 4 月に学校統合が実現し、箱根教育の体系化については、平成 18、19 年度の 2 年間で地域教育を中心に、幼・小・中学校の一貫教育のあり方を求め研究し、その結果、箱根教育の体系を構築することができました。

さらに、生涯学習関係では、生涯学習施設を観光施設と併せ持った学習施設としての位置付けをし、その再整備のための案を模索し、生涯学習の体系化を図るにいたっています。

育英奨学金については、返還のための基礎となる制度整備をすることができました。

そこで、平成20年度は、昨年度までに整備した教育基盤を土台に、今ある箱根、今ある教育に付加価値をつけ、実践を行っていく年であると考えています。

平成20年度目標

計画・立案から実践行動へ

重点施策

1 学校教育関係

(1) 幼・小・中学校教育の連携強化を図るための基盤整理をする。

幼稚園・小学校の連携した教育について研究を行う。

中1ギャップの解消を図るため、教育支援室と連携した取組を行う。

小学校において臨床発達心理士による相談活動を行い、個に応じた支援の充実を図る。

心の教育（生活習慣）の重点項目を実践する。

(2) 箱根教育（地域教育・箱根ミニマム・情報教育・国際理解教育・心の教育）を実践し、検証を進める。

「地域教育」においては、必須指導事項を小・中学校で確実に実践するとともに、教師用指導書の実践・検証を行う。

「箱根ミニマム」に係る定着度調査を実施する。

小学校において、情報教育年間カリキュラムに基づいた実践と検証を行う。

小学校6年生を対象に新聞コンクールを実施する。

小学校英語活動カリキュラムに基づいた実践を行う。

各学校において、学校版「もてなしの心」の日常化に努める。

小・中学校で1学期にQ-Uを活用し、学級経営や教育相談の充実を図る。

* 箱根教育の推進にあたっては、外部の学識経験者を活用し、シンクタンク機能を高め、指導の効率をあげる。

(3) 特色ある学校づくりを推進する。

OJTによるスクールマネジメントの研究と「箱根ミニマム」の定着を図るための指導方法についての研究を行う。

効果的な学校評価を実施する。

(4) 学校統合後の児童・生徒の学校生活の状況把握等を行うとともに、統合による成果、課題の検証を行う。

(5) 奨学金返還金の滞納については、引続き滞納者の半減を目指す。

2 生涯学習関係

(1) 社会教育センターを生涯学習の拠点として明確な位置付けをするとともに、人が集まってくる施設づくりの運営体制を構築する。

地域公民館と連携を図り、町民の学習意欲の向上を図る。

小・中学校と連携し、社会教育センターの活性化を図る。

箱根教育講座“Hakone大学”を定着させ、計画的に開講する。

積極的に町民からの講師を登用し、サークル学習活動の活性化を図る。

町民の人材発掘に努め、人材バンクへの登録と活用を推進する。

図書室機能の活性化を図るため、広報活動や図書ボランティア活動の導入を行う。

各施設で展開している講座・イベントの情報を収集し、広報・レファレンスなど情報発信の拠点とする。

(2) 郷土資料館、箱根関所を、教育と観光の両面を併せもつ施設として位置づけ、箱根の歴史、文化に関する資料を収集・管理し、広く公開・発信して、歴史・文化の向上に資することを目的とし、活性化に向けての諸活動を推進する。

箱根の歴史・文化に関する資料及び情報の収集を図るとともに、収集した資料の保存に万全を期し、永く後世に伝えていく。

歴史・文化に関する調査研究を推進し、研究成果の蓄積に努める。

資料収集・調査研究の成果について、展示開催や冊子刊行、講座などを通して広く還元することに努める。

町内の小・中学校と協働し、将来を担う子どもたちに対して、箱根の歴史・文化情報を伝え、また体験学習活動などから生まれた成果を公開する環境を整備する。

施設維持管理やイベント開催時におけるボランティア活動を導入する。

蓄積された歴史・文化の情報を、町内外を問わず広く発信し、歴史・文化情報の発信基地としての役割を担う。

郷土資料館は、学校教育や生涯学習他施設で開催する歴史・文化関係の講座などへ資料及び人材の提供を行う。

箱根関所は、箱根の観光拠点として誘客・宣伝活動に努めるとともに、新たな媒体を利用した宣伝ツールの開発に努める。

(3) 町民の財産である文化財を将来に向けて保護していくとともに、その活用を図る。

各文化財の保存管理計画を策定し、その計画に基づく適正な管理及び必要な整備事業を実施する。

文化財指定を推進する。

文化財の保護活動においてボランティア活動を導入する。

町内文化財に対する理解を深め、その保護意識を高めていただくため、積極的な公開・見学会などを開催する。

- (4) 総合体育館レイクアリーナ箱根をスポーツの拠点施設として位置付け、町内外問わず誰もが利用できる施設とする。

ニュースポーツ講座、ニュースポーツ出前講座を積極的に行う。

スポーツ指導者の養成・登録の促進を図る。

健康づくりのため、運動を通じた「さくら館」との連携を図る。

イベント開催時におけるボランティア活動の更なる推進を図る。

周辺宿泊施設との連携による総合体育館の利用促進を図る。

会場の有効利用を図る。

閉校となる学校の体育館の活用を図る。

- (5) “健康都市宣言”を基盤に健康に関するイベント・講座等の体系化を図り、健康に関して町民の意識付けを図る。

- (6) 児童・生徒の体力、運動能力の現状を把握するとともに、学校体育の指導上の基礎資料を得る。

第5次総合計画との関係

1 学校教育の充実

- (1) 生きる力を育む教育の推進

中学校3年生を対象に漢字検定等補助する。

「箱根ミニマム」の確実な定着が図られるような実践研究を行う。

平成20年度 第1目標達成を目指す。

国、県、町の学力に係る調査を活用し、学力・学習状況を把握する。

児童・生徒の体力等実態調査と課題への対策を検討する。

- (2) 教育内容・方法の充実及び環境教育の整備

国際理解教育

英語教育推進アドバイザー、英語担当者会と共同して、小学校英語活動や中学校との連携について研究を行う。

情報教育

整備されたパソコン、周辺機器の積極的な活用を図り、情報教育年間カリキュラムの改善を進める。

小学校6年生を対象に、パソコンを活用した新聞コンクールを実施する。

総合的な学習の時間

統合前3中学校のカリキュラムをもとに計画したキャリア学習の実践。

(3) 開かれた学校

共通の学習指導案を作成し、各学年で地域教育を推進する。社会教育施設や地域人材と連携した授業の展開。

学校評価によるPDCAサイクルを確立する。

(4) 心の教育の推進

人間関係形成能力を育成する教育活動の実践とサポート体制を推進する。教員の校外職場体験研修により、「もてなしの心」の修養に努める。

(5) 特別支援教育の推進

保護者からの相談の迅速な対応と早期からの組織的な連携強化を図る。

児童・生徒の困難に重点を置いた指導・支援体制の充実を図る。

(6) 学校施設の適正配置

児童・生徒の学習、部活動、学校生活等の状況把握を行い、統合したことによる成果の検証を行う。

遠距離通学や児童・生徒数の増加による精神的負担等を軽減・解消するため、心のケアについての体制を整える。

(7) 通学支援制度等の推進

高等学校等通学費補助制度及び育英奨学金制度の充実を図るため、課題の検討・整理を行う。

2 青少年の健全育成

(1) 地域ぐるみの健全育成事業

育成会による児童・生徒にかかる定期的な情報等意見交換を行い、青少年の健全育成を推進する。

声かけ運動を実施する。(青少年の非行等未然防止)

P T A 指導者などを対象とした研修会を実施する。

(2) 地域交流の推進

チャレンジクラブ、ざっこの会、大文字クラブ等の更なる充実を図る。

(3) 青少年活動の推進

地域青少年活動のリーダーとなるジュニアリーダー養成活動を支援する。
インリーダー研修を積極的に支援する。

(4) 健全育成の環境づくり

青少年指導員を中心とした有害看板等の撤去活動を実施する。(継続)
近隣市町との連携体制を強化し、非行行為の広域化に対処する。

3 生涯学習の推進

(1) 生涯学習企画の充実

箱根教育町民講座“HAKONE 大学”の更なる充実を図る。

自治学習出張講座を推進する。

新しい総合計画について 他 32 講座

生涯学習フェスティバルを開催する。

町民の生涯学習意識の向上を目指し、文化・芸術分野等で活動している方々の発表の場を設け、町民の文化・芸術意識の高揚を図る。

事例・実践発表会、芸能発表会、箱根の秋音楽祭、町民文化祭
箱根子どもアート展など

学習・文化事業を推進する。

文化・教養等学習の場を提供し、生活文化の向上を図る。

小・中学校と連携して講座等を実施する。(講師派遣事業)

わらじ作り教室を実施する。

作成したわらじを履いて旧街道石畳を歩き、江戸時代当時の旅を経験する。

(2) 生涯学習活動の支援

社会教育センターの講座(プチ講座含む)において、町民からの講師登用を積極的に行う。(地域人材登録制度の活用)

HAKONE 大学の開講や学習・文化事業など、広報活動を公民館と連携して積極的に行う。

(3) 生涯学習施設の機能充実

各施設の機能を充実させるため、場所の提供など積極的な支援活動を展開する。

社会教育センターギャラリーを活用し、各サークル等の成果を公表する。

・郷土資料館における文化系サークルの紹介

・レイクアリーナにおけるスポーツ系サークルの紹介

サークル活動の場所を社会教育センターに限定せず、生涯学習施設をできる範囲で広く活用する。

社会教育センターを中核施設とする各公民館や、歴史・文化の拠点施設である郷土資料館・箱根関所の機能充実に努める。

(4) 図書サービスの向上

子ども読書活動を推進する。

協議会及び策定委員会の開催（平成 20 年 11 月策定予定）

読み聞かせボランティアの活用を図る。

県立図書館ネットワークの更なる充実を図る。

図書ボランティア組織設立のための支援をする。

4 スポーツ・レクリエーションの振興

(1) 地域スポーツ活動の推進

各種スポーツ教室・講座を実施する。

スポーツ指導者の養成、登録の促進を図る。

(2) 運動を通じた健康づくりの推進

健康づくりのための運動指導体制を整備する。

社会教育センター・各地域の公民館と連携した健康づくりを促進する。

(3) スポーツ施設の利用促進

体育施設の計画的な利用（総合体育館、テニスコート、弓道場）を図る。

近隣市町とのスポーツ相互利用を図る。

閉校となった体育館の活用を図る。

(4) スポーツ・レクリエーション推進体制の充実

各種団体の育成や体育協会の充実を図る。

気軽に参加できる総合型地域スポーツクラブの在り方を検討する。

(5) スポーツ・レクリエーションイベントの開催・誘致

全国的なスポーツ・レクリエーションイベントを開催する。